

焼津市自治基本条例（案）に対する意見募集について

1. 実施期間

平成 25 年 12 月 20 日（金）から平成 26 年 1 月 20 日（月）

2. 意見数（意見提出者数）

条例案に対する意見 26 件（3 人）

その他意見 2 件（1 人）

3. 意見概要及び市の考え方

No.	項目	意見概要	市の考え方
1	条例全体	<p>『自治基本条例』の目的は、資格を問わず、誰でも市民として「市政」に参加できることの様ですが、本当の『市民』は、仕事に追われ、日常市政に参加することは、できません。議会での発言権もありません。</p> <p>日常市政に参加できるのは『プロ市民＝一般人を装い市政に参加している人』や、市の税金を使い活動をする『NPO法人』のみです。</p> <p>選挙で地方議員を選んでいる我々の意見は届きません。</p> <p>しかも、市税を勝手に使えるのは、これら『活動法人とプロ市民』です。</p> <p>こんな危ない条例を制定してもよいのでしょうか。</p> <p>『この条例を作らなければ困ることが何かあるのか』 何もないのでは。</p> <p>この条例（案）を知らない市民がほとんどではないか。</p> <p>一部の市民によるもので、市民の合意は得られていないのではないか。</p> <p>（私の家族、周辺の人、誰も知りませんでした）</p>	<p>各条のご意見の中で考え方をお示しします。</p> <p>この条例をつくる目的は第 1 条のとおりです。</p> <p>なお、市民に周知されていないというご指摘については、条例検討の過程から、広報やいづ、市ホームページ、みなとまつりなどの市イベントのほか、自治基本条例を考える市民会議の取り組みについては、Facebook や自治基本条例魚河岸シャツの作製、月 1 回のニュース発行など、多様な手段により市民への PR に努めてまいりましたが、今後、さらなる PR 活動の工夫をしていきます。</p>
2	条例全体	<p>条例が子供たち（中学生、高校生）にも伝わりやすい文言で表現してほしい。大人でも内容を理解するのに手間どる表現方法になっている。</p>	<p>ご指摘のとおり、できるだけわかりやすい表現に心掛けましたが、解釈があいまいにならないようにすることが前提となりますので、それらを踏まえて検討した結果案のとおりとなりました。</p>

			<p>なお、条例制定後は、解説書等を作成する予定ですので、その中で中高生にもわかりやすい表現に心掛けます。</p>
3	(定義) 第2条第1号	「住民」は「焼津市に住民票を置く者」とすべきである。	<p>実際に焼津市に居住し、生活の拠点を市内に置く人を住民の範囲として考えました。</p>
4	(定義) 第2条第4号	「公益コミュニティ」の資格認定等は、誰がどの様に行なうのでしょうか。政治団体、宗教団体、利権団体、新左翼、反日活动団体、暴力団も対象ですか。特定の団体に、行政をコントロールされないのか。	<p>公益コミュニティにつきましては、特に資格を認定する等はありませんが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する法人若しくはそれに準じた団体（法人格の有無は問わない）を想定しています。従って、同法第2条及び第20条等の規定が参考になるものと考えますので、政治団体、宗教団体、暴力団等は、本条の公益コミュニティではないと考えます。</p>
5	(定義) 第2条第5号	「市民」の定義が広すぎる。これではいつでも、だれでも「市民」になれる。本来市長や議員を信託した市民の意見も、一部の似非市民により市政を操作される恐れがある。まずは、有権者だけとすべき。	<p>まちづくりには、住民だけでなく、事業者や通勤する人、通学する人など焼津市に関係する幅広い人の力が必要だと考え、市民の定義をしました。</p>
6	(定義) 第2条第5号	「市民」の定義に外国人を含めないとすべきである。日本国憲法第93条の「住民」と同じにすべきである。外国人や住民以外の者が、市政に参加できるような定義の仕方はするべきではない。	<p>外国人についても、法令等に定める範囲内において権利を有するものです。地方自治法の住民は、国籍の移管を問わないものとされており、また、住民基本台帳法の改正により、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わっております。それらも踏まえ、焼津市のまちづくりに関しては、法令に反しない範囲で、外国人住民も含む幅広い市民に参加していただくことが必要だと考えます。</p>
7	(定義) 第2条第5号	議会基本条例の「市民」と、「自治基本条例の「市民」の定義は、相違していると確認しているが、間違いないか。（前者の「市民」は国民である）	<p>議会基本条例（案）では、市民の定義をしていないと理解していますが、条例の目的が違うため、必ずしも市民の範囲が一致している必要はないと考えます。</p>

8	(定義) 第2条第7号	「まちづくり」とは、政治活動ではないか。市民が直接口を出したのでは、市政が煩雑にならないか。市政運営と、どう違うのか。	この条例案では、まちづくりを「市民の暮らしにおける課題その他の地域社会の課題を解決し、まちの魅力及び活力を高めるための持続的な活動」と位置付けており、この取組みの主体は、行政だけでなく、市民、議会、それぞれが当事者として取り組むことが必要だと考えます。 市政運営は、地方公共団体の ^{まつりごと} 「政」も含めた運営のことであり、こちらは行政の責任においてすすめる部分が大きいものと考えます。
9	(条例の位置付け) 第3条	「市の憲法」「最高規範」と位置付けるのですから、これと矛盾する条例は今後作れない、ということになりますか。現存の条例も、矛盾するものは条文整備、もしくは改廃していかなくてはならないという事態が発生するのでは。一つの条例にすぎないものに、最高規範性を与えるべきではないと思います。	この条例案では、最高規範とは位置付けておりませんが、基本的指針として尊重するものとしています。 既存の条例については、点検し、この条例と矛盾するものがあれば、改正を検討していくこととなりますが、この条例に矛盾しているからと言って、その既存条例が無効となるわけではありません。
10	(まちづくりの推進に関する基本原則) 第4条第1号	市議会会議規則第49条に「秘密会の議事の記録は、公表しない」とあるが、議会の秘密会の議事録の公開は可能か。	情報公開に当たっては、焼津市情報公開条例に従って公開することになりますので、同条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する場合には、公開しません。 なお、秘密会の議事については、秘密会であることをもって議事録の非公開となるものではありませんが、秘密会とする趣旨等と焼津市情報公開条例第7条の規定から、非公開となることが予想されます。 (参考) 焼津市情報公開条例第7条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別すること

			<p>はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>(5) 市の機関及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
11	<p>(まちづくりの推進に関する基本原則) 第4条第5号及び (協働) 第16条</p>	<p>「協働」について、市民、市長等、議会を対等の関係におき、行政が本来やるべきことを市民に押し付けることにならないか。</p>	<p>協働は、「地域社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間において連携・協力する」と規定しておりこの規定により、ご指摘のような、行政が本来やることを市民へ押し付けることにはならないと考えていますが、運用に当たっては留意します。</p>
12	<p>(地縁コミュニティ) 第9条</p>	<p>自治会は地縁コミュニティに含まれるか。</p>	<p>地縁コミュニティの範囲等については規定していませんが、自治会も地縁コミュニティの1つであると考えます。</p>
13	<p>(地縁コミュニティ) 第9条及び (公益コミュニティ) 第10条</p>	<p>PTA、子供会、老人会はどちらのコミュニティに含まれるか。</p>	<p>地縁の要素もありますが、公益コミュニティであると考えます。</p>
14	<p>(議会の役割及び責務) 第11条及び (議員の役割及び責務) 第12条</p>	<p>2年余りの歳月をかけて最終的に市民会議のメンバーがPI活動で使った「案」どおり、議会、議員に対して期待意見を反映できないか。</p>	<p>議会基本条例の制定も検討されており、議会基本条例(案)も踏まえ、細かい規定については重複しないように整理したものです。</p>
15	<p>(市民参加) 第15条</p>	<p>素人の市民に参画は、荷が重い。市民の直接参加は、不平等であり、プロ市民しか参加しなくなるのでは。</p>	<p>この条例に規定する市民参加は、市民の直接参加ではありません。現行の地方自治制度のもと、意思決定は市長及び議会が行うものと理解しています。ご指摘のとおり、現状では決して市民参加がしやすい環境にあるとは言えませんが、この条例では、参加しやすい機会や手法を採ることを求めており、より</p>

			良い市民参加ができるように運用していきたいと考えます。
16	(まちづくり市民集会) 第 17 条	定義の表記がないので、市民集会とは具体的にどのような組織団体なのか、誰がどのように組織運営するのかわからない。今後「市民委員会等」を組織することか。それは無駄ではないか。	まちづくり市民集会は、組織でなく、まさに集会という場をつくることを規定しているものです。 なお、実施の段階においては、市民参加の形態として、市民と行政による実行委員会等を組織することも考えられますが、第 1 項で市長が開催するものと定めております。
17	(まちづくり市民集会) 第 17 条第 2 項	意見交換し、事案決定の方法は「住民投票もあり得るのか、明記されていない。 今後、明記されるのであれば、投票権者を選挙権（日本国籍を持つ 20 歳以上の者）を有する者と規定されたい。住民投票だからと言った安易な考えが日本中に浸透している。在日（民団）の見解も住民投票を足がかりとして地方参政権の獲得を狙っている。…という心配がある。	まちづくり集会は、意見交換の場としており、決定の場とは考えていません。 従って、住民投票の実施は予定していません。
18	(まちづくり市民集会) 第 17 条第 4 項	実施に必要な事項とは何か。誰が決めるのか。ここに表記できないのは、おかしいのでは。	会議の開催方法等の詳細な事項を要綱等で定めることを予定しています。 細かい規定となるため、他の条項との整合を考え、別に定めることとしました。
19	(まちづくりサポーター) 第 18 条	サポーターの資格認定は誰が行い、その基準は何かわからない。	特に、資格認定等は予定していませんが、必要があれば登録制度等を検討していきたいと考えています。その場合、焼津との関係（出身、仕事や観光で行ったことがある、焼津を応援したい等）等を踏まえて、市の責任で登録することになると考えます。
20	(情報の管理及び提供) 第 19 条	何でも情報公開してもいいのか。 例) ①市議会における「秘密会」の議事録②将来予定の都市計画や建設工事情報の公開	No. 10 に同じ
21	(市の組織) 第 20 条 第 1 項及び第 3 項	1 項と 3 項を矛盾がないようにまとめた文言に修正できないか。1 項によれば、組織改編により人員増も考えられる。	第 1 項では、社会情勢の変化に迅速かつ効率的に対応できるように、部分的には人員増となる組織もあると考えますが、第 3

			項の規定により、市全体としては現状より少ない人数で対応していくことを担保しています。
22	第8章危機管理	自衛隊、警察、消防との連携について明記されていない。自然災害等発生時には、頼りになる組織とのかかわりは非常に重要である。	ご指摘のとおり、災害時には自衛隊、警察、消防との連携は重要となりますが、それについては、現行法令の中で対応していくことができると考えます。
23	(条例の実効性の確保) 第28条	実効性の確保について、焼津市自治基本条例を考える市民会議が実施したPI活動において参加者の要望、危惧、期待に応えられるような表現方法を求めたい。	本条につきましては、「焼津市自治基本条例を考える市民会議」案から若干の表現の変更はしておりますが、市民会議案をほぼ踏襲しております。
24	(条例の見直し) 第30条	見直しにあたっての「見直し」の内容は、廃止、追加等の項目も含まれるか。	見直しには修正だけでなく、廃止、追加も含まれます。
25	(条例の見直し) 第30条	見直しの決定は市長が行うのか。	条例であるため、最終的には市長が修正案を議会に提出することとなりますが、第2項に規定するとおり、広く市民の声をきいた上で、判断することになります。
26	(条例の見直し) 第30条	基本条例とあるが、他の条例と同等の扱いか。同等であれば改廃の手続きはどうなるのか。	No. 9の第3条のご意見に対する考え方とおおり、他の条例はこの条例を尊重するものとしていますが、焼津市の条例としては同じですので、改廃の手続きは、他の条例と同等になります。

27	その他	焼津市自治基本条例を考える市民会議が実施したPI活動での参加者の意見は、すべてパブリックコメントとして取り扱って頂きたい。	PI活動でのご意見につきましては、全てのご意見を取り入れることはできませんが、「焼津市自治基本条例を考える市民会議」案に反映がされているものと考えます。市としましても、パブリックコメントでのご意見と同様、大切なものであると考えます。
28	その他	人口減少、高齢化社会に伴う状況下で、地方分権で求められる市民自治は、市民、行政、議会が法制度は別次元で、互いに市民として平等な立場で権利を行使しながら地域社会の豊かさを作り上げていくものとする。総合計画に示されている焼津市	今後の運用について、参考とさせていただきます。

		をどのように具現化していくのかの有効なツールとして活用を図るためにタイムリーにリーダーシップを発揮して頂きたい。条例案はその「土壌」、土壌づくりを行政と議会が本気になって率先垂範をして欲しい。	
--	--	--	--